

## 石垣市建設工事請負契約約款の一部改正について（概要）

### ●改正理由

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）、建設業法（昭和24年法律第100号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）を一体として改正した「第三次・担い手3法」が令和7年12月2日に全面的に施行されたことを踏まえ、中央建設業審議会による公共工事標準請負契約約款の改正内容を基に石垣市建設工事請負契約約款の一部改正を行う。

### ●主な改正内容

#### ①他機関が発注した工事との調整規定の創設について（約款第2条関係）

受注者の施工する工事と他機関の発注工事が施工上密接に関連する場合、必要に応じて、発注者は他機関との調整を行うものとする項目を追加。

#### ②請負代金内訳書に明示する項目の追加について（約款第3条関係）

改正後の建設業法第20条第1項において、材料費、労務費及び労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費の内訳を明示した見積書を作成する努力義務が規定されたことを踏まえ、適正な労務費の確保と、労務費確保に伴う労務費以外の「労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費」へのしわ寄せ防止を図るため、法定福利費（事業主負担分）に加え、見積段階で内訳明示される経費（材料費、労務費、安全衛生経費、建退共掛金）についても、請負代金内訳書において内訳明示する項目を追加。

#### ③コミットメント条項の新設について（約款第3条の2関係）

「労務費に関する基準」（令和7年12月2日中央建設業審議会勧告第1号）において、その実効性確保策として、契約当事者によるコミットメント制度の活用を通じた労務費・賃金の適正な支払の担保の取組が位置づけられたことを踏まえ、受注者が注文者に対し、適正な賃金や労務費を、それぞれ雇用する技能者や直接の下請事業者を支払うこと等を約するとともに、必要に応じて注文者がその支払いに関する書類等の提出を求めることができる項目を追加。

#### ④工事現場に設置する者及びその通知について（約款第10条関係）

改正建設業法において、監理技術者を補佐する者について規定されたところ、この者を設置する場合はこの者の名前を発注者に通知する項目を追加。

#### ⑤協議不調等の場合における不利益取扱いの禁止に関する規定の創設について（約款第23条・24条・25条関係）

請負代金額の変更等について、受発注者間の協議が整わなかったこと等をもって不利益な取扱いをしてはならないことを明確化する項目を追加。

#### ⑥前払金の使途に関する規定について（約款第37条関係）

国土交通省直轄工事における前払金について、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てることを可能とする特例について、令和7年度から恒久化されたことを踏まえ、前払金の使途に関する規定の項目を追加。